

令和元年度 O A機器助成事業 募集要綱

1. 助成の内容

大分県内で地域貢献活動に取り組むNPO団体に対し、活動に必要なO A機器（ノートパソコン、プリンター、プロジェクター）を寄贈します。

2. 寄贈するO A機器の機種、台数

(1) O A機器は次の3種です。（インターネット等で機能をご確認ください。）

① ノートパソコン

（機種：NEC PC-VRE18FBGS4R5）

※「Word」や「Excel」等は付いていませんので、それらを使用するためには、別途、ソフトの購入費用が必要となります。

② プリンター

（機種：エプソン ビジネスインクジェット複合機 PX-M5081F）

③ プロジェクター

（機種：エプソン プロジェクター EB-S50）

(2) 申請台数と寄贈台数について

① 申請できる台数は、1団体あたり上記①②③のいずれか1台です。

② 寄贈台数は、①②③を合わせて20台程度の予定です。

③ 上記の寄贈台数は、応募状況や予算の都合により変更する場合があります。

3. 申請できる団体（次の条件をすべて満たしている団体）

①県内に事務所を有し、公益的かつ社会的な活動を行っているNPO団体（NPO法人、及び、NPO任意団体）

②平成29年度及び平成30年度にO A機器の寄贈を受けていない団体

③これまでに活動実績があり、今後も5年以上に亘り活動を継続していく意思がある団体

④応募締切日に、大分県公式ポータルサイト「おおいたNPO情報バンク おんぼ」にて、情報開示レベル★1つ以上を取得している団体

ア. ★についての詳細は、「おんぼ」をご覧ください。

イ. ★の取得には日数を要します。これから★を取得される場合は、応募締切日の10日前までに、アイネス県民活動支援室（TEL 097-534-2052）へ登録申請してください。

4. 申請にあたっての同意事項

申請にあたっては、以下の事項に同意していただくことが前提です。

①寄贈品は、申請時の利用目的及びその延長上にある非営利活動のみに使用すること。

②寄贈品は、他の団体に譲渡や貸与、または第三者に売却しないこと。

③公益財団法人おおいた共創基金は、寄贈品の保証及びメンテナンス責任を負わないこと。

- ④寄贈品に貼っているシール（寄贈品であることを示すもの）は剥がさないこと。
- ⑤将来、寄贈品が使用できなくなった場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に
従い、適正に廃棄すること。
- ⑥寄贈後、令和2年6月30日までに「寄贈品活用報告書（様式2）」を提出すること。

5. 応募方法

①提出書類は次のとおりです。

ア. 助成申請書〔様式1〕…1部

（A4サイズ1枚で、主要文字は10ポイント以上とすること）

イ. 添付資料…1部

（パンフレットやニュースなど団体の活動が分かるもので、2種までとすること）

②助成申請書の様式は、おおいた共創基金のホームページ (<http://www.mejiron.org/>) からダウンロードしてください。

③上記の提出書類を「郵便」または「宅配便」にて、おおいた共創基金へ送付してください。〔住所：〒870-0907 大分市大津町2-1-41 大分県総合社会福祉会館2階〕

④その他の留意事項

ア. 封筒の宛名面に「OA機器助成申請書」と朱書きしてください。

イ. 添付書類を含む申請書類は、審査後も返却しません。

ウ. 様式2は、採択を受けたのちに提出する「寄贈品活用報告書」です。

6. 審査

①おおいた共創基金において書類審査を行い、採択団体を決定します。

②申請書の記載内容が事実と異なる場合、または、助成事業の趣旨に合っていない場合は、
審査対象から除きます。

③審査は非公開です。また、審査内容や審査結果に関する問い合わせには応じられません。

7. 日程

①申請書の提出期間：令和2年1月6日（月）～1月30日（木）

（最終日の17時までに必着のこと）

②結果通知：令和2年2月中旬に、応募団体あてメールまたは郵送にて通知します。

③贈呈式：採択団体に対する贈呈式は、令和2年3月11日（水）13:30から大分市東春日
町1-1「アイネス」で開催する「めじろんフォーラム」にて行います。

④寄贈品の引き渡し：原則として、上記贈呈式のときに持ち帰っていただきます。

8. 寄贈品活用報告書の提出

助成を受けた団体は、令和2年6月30日（火）までに、寄贈品活用報告書〔様式2〕
を提出してください。